

## 北陸新幹線新駅 駅名候補選定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 北陸新幹線新黒部駅(仮称)(以下「新駅」という。)の駅名について、駅設置市である黒部市として、周辺市町民等の意見を反映させた駅名候補を選定するため、北陸新幹線新駅駅名候補選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討するため、必要な審議を行うものとする。

- (1) 新駅駅名候補の募集及び選定方法に関すること。
- (2) 新駅駅名候補の選定に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めること。

2 委員会は、前項の審議に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 全国で使用されている新幹線駅の名称
- (2) 先に駅名候補選定を行った自治体の選定方法
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の構成は以下とする。

委員長	富山国際大学教授 長尾治明
委員	滑川商工会議所副会頭
委員	魚津商工会議所副会頭
委員	黒部商工会議所副会頭
委員	入善町商工会副会長
委員	朝日町商工会副会長
委員	滑川市副市長
委員	魚津市副市長
委員	黒部市副市長
委員	入善町副町長
委員	朝日町副町長

3 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月30日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が召集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めた場合、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

5 委員会の議決方法は、全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等委員長がやむを得ないと認めるときは、出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、黒部市都市建設部新幹線交通対策課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。